

## 長時間労働に対する国の指導

(一社)名北労働基準協会 労務管理推進室長

社会保険労務士 藤原朋子

昨年7月に平成28年4

月～平成29年3月までの

長時間労働が疑われる事  
業場に対する監督指導結果が厚生労働省より公表

されました。この監督指  
導は、月80時間を超える

時間外・休日労働が行わ  
れた疑いのある事業場や、  
長時間労働による過労死

等に関する労災請求があ  
った事業場を対象として  
行われているもので、平成

28年度は調査対象事業  
場のうち43%もの事業場

で、36協定で定める限度  
時間を超えて時間外労働  
を行わせる等の違法な時  
間外労働が行われており、  
また、衛生委員会を設置

する等、長時間労働による健康障害の防止措置がとられていない事  
業場が9・8%あります。

た。

こうした労働基準監督

署による監督指導は、平成27年度まで月100時間

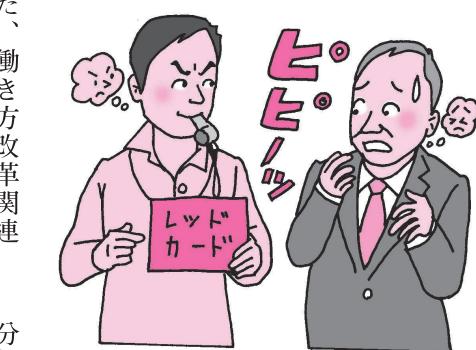
を超える残業が疑われ  
る事業場が対象となつて  
いましたが、平成28年度  
からは、従来の100時

間から80時間を超える時  
間外・休日労働が疑われ  
る事業場へと対象が拡大  
されており、実際に平成

28年度は前年度の2倍以  
上となる23、915事業  
場に対して監督が実施

されています。

また、企業の複数の事  
業場に違法な長時間労働  
や過労死等が認められた  
場合、その企業の経営幹  
部に対して、本社を管轄す  
る労働基準監督署長よ  
り早期の全社的な是正・  
改善を指導され、労働局



長による企業名の公表も  
行われることになります。  
従業員の心身の健康を損  
なうだけでなく、企  
業名の公表と  
もなれば企業イ  
メージの低下と  
いう大きなダメ  
ージを伴うこと  
になります。

しかし、時間  
外労働の削減は、  
労働時間管理の  
実態や問題点の  
把握・適正化、  
作業手順や業務  
分担の見直し、業務量の  
調整、時間外労働に対  
する意識の改革など様々  
な課題に対して、全社を挙  
げて取り組み、解決して  
いくものです。指導や法  
改正が行われてから慌て  
て削減することができ  
るものではありません。

い、国の指導も更に強化  
されることを考えられま  
す。

長時間労働に対して社  
会の関心が高まっている  
中で、このように国の指  
導もより強化されてきて  
います。自社の長時間労  
働を放置しておくことは、  
従業員の心身の健康を損  
なうだけでなく、企  
業名の公表と  
もなれば企業イ  
メージの低下と  
いう大きなダメ  
ージを伴うこと  
になります。

◇ 愛知県下各労働基準協  
会では、労働関係法令を  
短期間で体系的に学ぶ  
「労働実務専門講座」を  
開催しています。適正な  
労務・安全衛生管理を実  
施するため、ぜひご活用  
ください。

◆ 「労働実務専門講座」  
基礎法令コース・労働  
基準法、安全衛生、社会  
保険、労働保険、各研修  
◆ 就業管理コース・労働  
時間管理、賃金管理、雇  
用関係法、雇用均等関係  
法、労働関係法、労使紛  
争防止、各研修

◆ お問い合わせ・お申  
込みは、当協会総合受付  
(☎ 052-961-1  
666)まで。

イラスト・森沢康代